

隠岐の島町島後清掃センター
基幹的設備改良整備事業に係る
発注支援等業務

プロポーザル実施要領

平成31年4月

隠岐の島町

隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、隠岐の島町（以下、「本町」という。）が設置する島後清掃センターを良好な管理の下で長期的に稼働させるために、基幹的設備改良整備事業に係る発注支援を行うことを目的とする。また、施設の効率的・安定的な運転の実施の観点から、民間事業者との長期包括委託についても検討を行うものとします。

本業務は、廃棄物処理事業の特殊性から実績・経験・技術力等の高度な設計能力を有する事業者を特定するため、公募型プロポーザルにより行う手続きについて、必要な事項を定めるものとします。

2. プロポーザルの概要

詳細は、「隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務委託仕様書」に定めるとおりだが、主な内容を次に示す。

1) 業務名 隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務

2) 業務内容 島後清掃センター長寿命化総合計画策定業務
島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務
島後清掃センター基幹的設備改良整備事業設計施工監理業務
島後清掃センター長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務
島後清掃センター長期包括運営委託に係る発注支援業務

3) 計画対象施設

【ごみ焼却施設】

名 称	島後清掃センター
所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯ノ山1番地2
処理能力	25t/8h (12.5 t/8h×2炉)
処理方式	機械化バッチ式（ストーカ式）
竣工	平成5年3月

4) 履行期限

島後清掃センター長寿命化総合計画策定業務

契約締結日～平成32年3月31日

島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務

契約締結日～平成32年3月31日

島後清掃センター基幹的設備改良整備事業設計施工監理業務

契約締結日（平成32年）～平成35年3月31日（予定）

島後清掃センター長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務

契約締結日（平成32年）～平成33年3月31日（予定）

島後清掃センター長期包括運営委託に係る発注支援業務

契約締結日（平成33年）～平成34年9月30日（予定）

5) 見積限度額(消費税及び地方消費税を除いた額)

島後清掃センター長寿命化総合計画策定業務

14,000,000円

島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務

18,000,000円

島後清掃センター基幹的設備改良整備事業設計施工監理業務

70,300,000円(予定額)

島後清掃センター長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務

7,000,000円(予定額)

島後清掃センター長期包括運営委託に係る発注支援業務

17,700,000円(予定額)

平成32年度以降の業務については、議会の予算成立が前提となるため、業務内容の変更や業務実施に至らない場合があります。

また、「島後清掃センター長期包括運営委託に係る導入可能性調査」結果によつては、「島後清掃センター長期包括運営委託に係る発注支援業務」の業務を中止する場合があります。

3. 事務局

隠岐の島町役場

環境課(島後清掃センター内) 清掃施設係

〒685-0021

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯の山1-2

電話番号 代表 08512-2-6303

E-mail : kankyou@town.okinoshima.shimane.jp

4. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- 2) 本町の「平成31・32年度 測量建設コンサルタント業務等競争入札有資格者」であること。
- 3) 公告の日から契約締結の日までの間に、本町から指名停止を受けていないこと。
- 4) 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- 5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは

暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

- 8) 「建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）」の「廃棄物部門」に登録があること。
- 9) 島根県に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等を有すること。
- 10) 管理技術者は、過去10年以内の国又は地方公共団体(一部事務組合・広域連合等を含む。)が発注した、管理技術者として以下の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
 - ・ごみ焼却施設長寿命化総合計画策定業務
 - ・ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務
 - ・ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業設計施工監理業務
 - ・ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務
 - ・ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る発注支援業務
- 11) 管理技術者及び照査技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- 12) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士(衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか)の資格取得後5年以上を有すること。

5. 失格要件

- 1) 虚偽の内容が記載されている場合、失格となることがあるとともに、指名停止を行う場合があります。
- 2) その他本実施要領に違反すると認められる場合。
- 3) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

6. 現地説明会

実施しない。

7. 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりですが、日程については変更する場合があります。

項目	日 程
募集の公告 (実施要領等の配布)	平成31年4月22日(月)
参加表明書の受付期間	平成31年4月22日(月)～平成31年5月14日(火)午後5時
質問書の受付期間	平成31年4月22日(月)～平成31年5月7日(火)午後5時
質問書の回答期日	平成31年5月9日(木)
参加資格確認結果通知	平成31年5月21日(火)
提案書等提出期限	平成31年6月18日(火)
プレゼンテーションの実施	平成31年6月下旬予定

8. 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付します。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

1) 広告文

2) 隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務プロポーザル実施要領

3) 隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務委託仕様書

4) 各様式

9. 参加表明書等の提出

1) 提出期限 平成31年5月14日(火) 午後5時(必着)

2) 提出先 事務局

3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)

4) 提出書類及び提出部数 別表1の通り

10. 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施します。質問は要旨を簡略にまとめ、質問書(様式第2号)により提出してください。

1) 提出期限

平成31年5月7日(火)午後5時(必着)

2) 提出先 事務局

3) 提出書式 質問書(様式第2号)

4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けません。なお、電子メールの表題は「隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務プロポーザル質問書」として送信して下さい。

5) 回答期日

平成31年5月9日(木)

6) 回答方法

隠岐の島町ホームページに掲載します。

11. 技術提案書等の提出

1) 提出期限 平成31年6月18日(火) 午後5時(必着)

2) 提出先 事務局

3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)とし併せて電子データを1式提出してください。

4) 提出書類及び提出部数 別表2の通り

12. 審査

1) 審査委員会

技術提案書及びプレゼンテーション内容の審査、評価及び最も優れた技術提案書の特定は、本町職員等で構成する「隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び技術提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定します。

2) 一次審査結果発表（通知）

提出された参加表明書等を審査委員会にて審査し、二次審査の技術提案書提出要請者を選考します。一次審査の結果は参加表明書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知します。一次審査通過者は、上位3社程度とします。

(1) 審査結果発表（通知） 平成31年5月21日（火）

3) プロポーザル・ヒアリング

(1) 実施日 平成31年6月下旬予定

日時や実施場所等の詳細については、後日通知します。

(2) プロポーザル・ヒアリングの手順等

- ① 出席者は管理技術者を含め計5名以内とします。
- ② 説明及び質疑応答は、管理技術者が対応することとします。
- ③ プrezentationは、参加者が提出した技術提案書等（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用し、新たな内容の資料提示は認めないこととします。
- ④ スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意しますが、スライド用のパソコンは持参してください。
- ⑤ プrezentationの持ち時間は20分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定です。
- ⑥ プrezentationの資料やスライド中には、企業名や身分がわかるような表示をしない外、ヒアリングにおいても企業名等が分かるような表現は避けてください。
- ⑦ プrezentation・ヒアリング審査に参加しない場合は、原則として審査の対象としません。

4) 評価基準

審査項目及び審査基準の概要は別表3の通り

5) 二次審査結果発表（通知）

一次審査書類、技術提案書等審査書類、ヒアリングの合計について、厳正に審査を行ったうえで優先交渉者として、最優秀者1者、次点者1者を特定する。審査の結果は技術提案書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知します。

なお、審査結果の異議申し立ては一切受け付けません。

- (1) 審査結果発表（通知） 平成31年6月下旬予定

13. 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とします。

14. 業務委託契約の締結

最優秀者に対し、隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務の契約に係る優先交渉権を付与します。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行います。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、見積限度額の範囲内で随意契約を締結します。

15. その他事項

- 1) 提出された書類は返却しません。
- 2) 提出された書類は、提出者の選定及び技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- 3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。
- 4) 提出書類等に虚偽の記入が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を要求することがあります。
- 5) 技術提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いをすることはありません。
- 6) 提出書類に記入した管理技術者、照査技術者は、病気など特別な場合や本町が認める場合を除き変更できません。
- 7) 本業務の、再委託は認めないものとします。（長期包括業務の弁護士委託は除く）
- 8) 管理技術者は、打合せ等に必ず出席することとします。

(別表1) 参加表明書等提出書類

No.	提出書類	留意事項	提出部数
①	参加表明書	様式第1号	10部
②	会社概要調書	様式第3号 ・会社概要と対応業務・技術等について記載	10部
③	業務実績調書	様式第4-1号～様式第4-5号 ・平成21年4月～平成31年に国又は地方公共団体等(一部事務組合、広域連合等を含む)が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・平成31年3月31日までに完了した業務 ただし、設計施工監理については、受注実績でも可とする ・5件を上限とすること ・記載した業務については、履行が確認できる書類(完了TECRIS登録または契約書の写し及び委託仕様書)を添付すること	10部
④	技術士一覧表	様式第5号 ・廃棄物分野における技術士(衛生工学部門:廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか)を記入すること ・技術士資格登録証又は合格証の写しを添付すること	10部
⑤	管理技術者調書	様式第6-1号 ・管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること	10部
⑥	管理技術者の業務実績調書	様式第6-2号～様式第6-6号 ・平成21年4月～平成31年に国又は地方公共団体等(一部事務組合、広域連合等を含む)が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・平成31年3月31日までに完了した業務 ただし、設計施工監理については、受注実績でも可とする ・管理技術者としての完了実績(1件以上) ・5件を上限とすること ・記入した業務については、履行が確認できる書類(完了TECRIS登録または契約書の写し、委託仕様書及び担当したことが証明できる書類)を	10部

		添付すること (なお、様式第4-1号～様式第4-5号の業務実績と重複する場合は省略することができる)	
⑦	照査技術者調書	<p>様式第7号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。 ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること。 	10部

(別表2) 技術提案書等提出書類

①	提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は任意様式とする。 ・A4版(A3はA4折)横書き、左綴じ、両面印刷 ・下記I～VIIIごとに指定枚数以内にまとめる。(表紙及び目次は除く) ・文字の大きさは10.5ポイント以上とする。(図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする。) ・カラー等の使用は任意とする。 <p>I 業務の実施方針 (A4 片面1頁以内) II 組織体制 (A4 片面1頁以内) III 長寿命化総合計画 (A4 片面2頁以内) IV 基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務 (A4 片面2頁以内) V 基幹的設備改良整備事業に係る設計施工監理業務 (A4 片面2頁以内) VI 長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務 (A4 片面2頁以内) VII 長期包括運営委託に係る発注支援業務 (A4 片面2頁以内) VIII スケジュール (A3 片面1頁以内)</p>	10部
②	見積書及び見積 内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式 ・消費税及び地方消費税を除いた額で記入すること。 	1部

(別表3) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
企業評価	企業評価	55
	資格者数	
	実績	
	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設長寿命化総合計画実績	
	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務実績	
	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る設計施工監理業務実績	
管理技術者評価	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務実績	
	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設長期包括運営委託に係る発注支援業務実績	
	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る設計施工監理業務実績	
	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務実績	
	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設長期包括運営委託に係る発注支援業務実績	
提案書評価	業務の実施方針	
	業務の組織体制	

ごみ焼却施設長寿命化総合計画	ごみ焼却施設長寿命化総合計画の作成において、具体的・効果的な提案がなされているか	65
ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務	ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務の実施方法の提案について、具体的・効果的な工夫がなされているか	
ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る設計施工監理業務	ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る設計施工監理業務の実施において、具体的・効果的な提案がなされているか	
ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務	ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務の実施方法の提案について、具体的・効果的な工夫がなされているか	
ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る発注支援業務	ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る発注支援業務の実施方法の提案について、具体的・効果的な工夫がなされているか	
業務スケジュール	具体的かつ適切か	
ヒアリング・質疑応答	業務を十分理解しているか、また取組意欲は感じられるか。 説明及び質疑に対する応答の的確性	
価格評価	提案価格による評価	30
審査書類、ヒアリング合計		150

※1 提案書の評価は、全審査委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、少数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの点とする。

※2 採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を最優秀者とする。

さらに見積額が同額であった場合、審査委員の投票とする。

なお、得票数も同じ場合は、委員長が投票した業者とする。